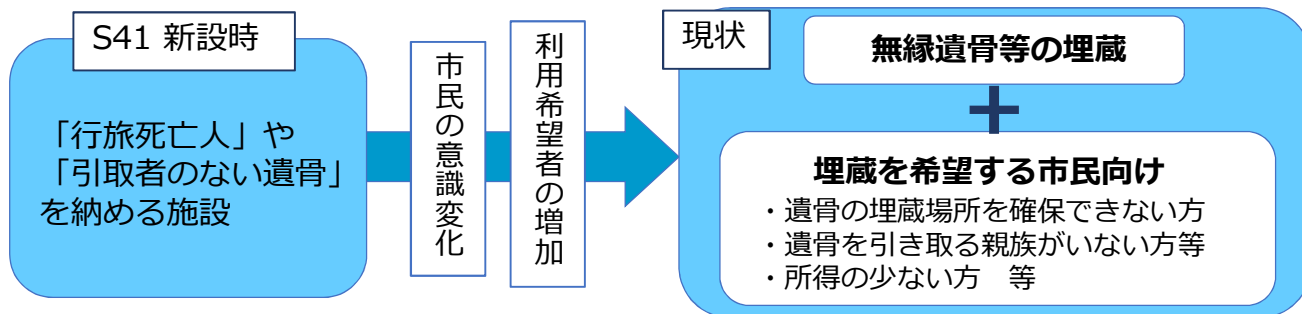


1 利用条件の整理

(1) 合同納骨塚設置（増設）の経緯



(2) 利用条件の見直し検討

【現在の利用条件】

- ・札幌市に住所を有する方で、親族の遺骨（焼骨）の埋蔵を希望する方
- ・札幌市営霊園・墓地の使用者で墓地返還したうえで利用を希望する方

ア 遺骨の受入範囲拡大に関する意見

- ・「親族等、納骨の手続きをする方が札幌市以外に在住している場合でも、札幌市民として亡くなった方の遺骨を受け入れられるようにしてほしい」
(札幌市火葬場・墓地のあり方基本構想パブリックコメント、札幌市火葬場・墓地のあり方推進協議会より)
- ・「多様な家族形態を持つ方等の受け入れについての検討が必要」
(札幌市火葬場・墓地のあり方推進協議会より)

イ 法令との関係

- ・非血縁者でも祭祀承継者になりうる（民法）。
第897条 系譜、祭具及び墳墓の所有権は、前条の規定にかかわらず、慣習に従って祖先の祭祀を主宰すべき者が承継する。ただし、被相続人の指定に従って祖先の祭祀を主宰すべき者がいるときは、その者が承継する。

【見直しの考え方】

- ・遺骨を引き取る親族がない方等のための墓という札幌市の合葬墓が担うべき「札幌市民のためのお墓」としての役割を継続する。
- ・「ライフスタイルの変化」「多様な家族形態」等にも対応できるよう利用希望者の条件を整理する。

【利用条件見直し（案）】

- 札幌市に住所を有し、「ご親族の遺骨（焼骨）」の埋蔵を希望する方
※ご親族には、事実婚及び札幌市パートナーシップ宣誓者も含まれます
- 札幌市以外に住所を有するが、「お亡くなりになった時点で札幌市に住所を有していたご親族の遺骨（焼骨）」の埋蔵を希望する方
- 札幌市営霊園・墓地の使用者で墓地返還したうえで利用を希望する方